

公立小松大学国際交流センター規則

平成 30 年 4 月 1 日

規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立小松大学学則第 4 条第 4 項及び公立大学法人公立小松大学組織及び運営に関する基本規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、公立小松大学国際交流センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、公立小松大学（以下「本学」という。）の国際交流に必要な教育、研究、調査及びこれに付随する業務を行うことにより、本学が行う国際交流活動を実施・支援し、もって本学における教育研究の国際化及び国際交流の推進に資することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の国際化及び国際交流に係る事業の計画及び立案に関すること
- (2) 外国の大学等との交流推進及び協定に関すること
- (3) 留学生の派遣、受け入れ、教育及び生活支援に関すること
- (4) 大学の知的人的資源を生かした国際協力に関すること
- (5) 外国人留学生と地域との交流に関すること
- (6) その他センターの目的達成に必要な業務

(組織)

第 4 条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 学長が指名する職員

(センター長)

第 5 条 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

2 センター長は、学長が指名し、理事長が任命する。

(公立小松大学研究・社会連携委員会)

第 6 条 センターの運営に関する事項の審議は、公立小松大学研究・社会連携委員会（以下「委員会」という。）がこれを行う。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。